

## きみつの魅力発信協力団体募集事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、きみつの魅力発信協力団体募集事業の実施について必要な事項を定める。

### (事業内容)

第2条 市の魅力を地域全体で発信していくため、市が制作した動画や刊行物等を活用して、市の魅力を発信する団体をきみつの魅力発信協力団体（以下「協力団体」という。）として認定する。

### (対象団体)

第3条 次の各号のいずれかに該当する団体は、協力団体として認定しない。

- (1) 公序良俗に反する団体
- (2) 政治的又は宗教的目的を有する団体
- (3) その他市長が不適當であると認める団体

### (認定条件)

第4条 市長は、次の各号のいずれかを行う団体を協力団体として認定するものとする。

- (1) 団体のホームページにプロモーション動画のリンクを掲載すること。
- (2) 団体の事業所内にあるモニター等でプロモーション動画を定期的に放映すること。
- (3) 団体の事業所内にプロモーション動画の宣伝用に制作したポスターを掲示すること。
- (4) 団体の事業所内に市の刊行物等を常時設置すること。

### (特典内容)

第5条 市長は、協力団体の認定を受けた団体に対し、次に掲げる事項を認める。

- (1) 「きみつの魅力発信協力団体」の名義使用
- (2) 魅力発信ポスターの利用
- (3) 市ホームページ及び君津市役所フェイスブックへの団体名の掲載

### (申請、認定手続き)

第6条 協力団体の認定を受けようとする者は、きみつの魅力発信協力団体登録申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、きみつの魅力発信協力団体認定・不認定決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。
- 3 認定を受けた者には、きみつの魅力発信協力団体認定証（別記第3号様式）を交付する。
- 4 市長は、認定に当たり、必要な条件を付することができる。

(認定の取消し)

第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 申請内容又は添付資料に虚偽があると認められるとき
- (2) 認定要件に該当しないとき
- (3) 市長が特に認定を取り消す必要があると認めたとき

2 前項の規定により認定を取り消した場合において、団体に損害が生じても、市長はその損害の責めを負わない。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。